

平成22年第5回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年3月16日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子  
同 委員 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第17号 「練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」の制定について
- (2) 議案第18号 「練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 議案第19号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (4) 議案第20号 「練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」の制定について
- (5) 議案第21号 「練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (6) 議案第22号 平成22年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第1号 小中学校「卒・入学式にかかわる状況調査報告票」についての陳情書について

3 協議

- (1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕
- (2) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

4 報告

- (1) 教育長報告  
練馬区立小中一貫教育校実施計画中間報告について  
谷原小学校の実施設計概要について  
平成22年度小学校移動教室の実施について  
(仮称)学校教育支援センターの整備について  
その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 12時00分

#### 会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長（生涯学習部長兼務）	河 口 浩
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 8名

#### 委員長

ただいまから、平成22年第5回教育委員会定例会を開催する。  
本日は、青木委員が所要のため欠席であることをお知らせする。

本日は、傍聴の方は6名お見えになっている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案6件、陳情2件、協議2件、教育長報告5件である。

なお、本日は案件が大変多くなっているので、会議の進行についてはご協力をよろしく願います。

進め方についてであるが、議案の第17号、第18号、第19号までは、委員会事務局の組織改正関係の議案である。一括で審議できる案件であるので、そのようにさせていただきたいと思う。

- (1) 議案第17号 「練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」の制定について
- (2) 議案第18号 「練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 議案第19号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

#### 委員長

では、議案第17号から第19号までについて説明をお願いします。

#### 庶務課長

## 資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問等はあるか。

教育長

なかなかわかりづらいところがあると思うが、施設課の事務のどの部分が区長部局の施設管理課に移り、何の事務が残るかをわかるように説明していただきたい。

施設課長

平成20年度に施設管理課が旧営繕課から名称変更され、施設の総合的な維持管理と全体的な計画を行うこととなった。その組織は、営繕部門、いわゆる建築、電気など技術職が集まった組織である。それに伴い、平成20年度以降、施設課で従来行った大規模な契約等を、執行委任している。大規模な契約関係で代表的なものとしては、耐震補強工事やトイレの改修工事などである。

教育長

執行委任についてではなく、その権限はどこに行くことになるのか。

施設課長

権限については、施設管理課に執行委任した段階で、施設管理課に工事に関することはすべて移る。ほかの部分を含めて執行委任している。

天沼委員

学校の施設については、区長部局の施設管理課が一括して管理するということになるのか。

施設課長

学校施設に関する全体の考え方や、基本的なものについては施設課のほうに残る。具体的には、学校の改築計画など企画的な部分の事務についてである。それに加え、定期点検等についても、施設課のほうに残っている。先ほど申し上げた大規模なものについては、施設管理課に工事の契約を含め執行委任したということである。

教育長

施設管理課には、建築や電気などの技術部門があるが、教育委員会の施設課はほとんどの職員が事務職であるため、設計等ができない。そのために、設計等を施設管理課に執行委任していたと思うが、その点は変わらないのか。

施設課長

予算を算定するなどに当たっては、教育長がおっしゃったとおり、施設課には技術職

の職員がいないため、経費や工期などについては、施設管理課に執行委任をしていくという部分については変わらない。

教育長

何が変わるのか。

学校教育部長

今回の組織改正では2つ大きな要因があった。1つは、今、施設課長が申したように、従前は学校に関する大規模な工事も、契約その他を施設課で行っていたが、一昨年からは施設管理課が区長部局にできて、大規模な工事については執行委任という形で施設管理課で行ってきているということである。つまり、総体的に施設課の業務内容が縮小してきているということがある。

もう1つは、保健給食課には2つの総合調理場を所管する学校給食係があるが、今年の3月をもって第一総合調理場が廃止になり、また、第二総合調理場についても、来年の3月31日をもって廃止する予定であるということである。それらのことに伴い、学校給食係についても事務の縮小されることになる。

以上の要因から、全体の事務量等から2つの組織を1つにし、新しく作り変えたのご理解いただければと思う。

委員長

ただいまの説明ではっきりとわかってきたと思うが、他に何かあるか。

教育長

効率化を図るために課を1つなくさなければならなかったために、2つの課が1つになった。大きな事務は、区長部局が行うようになっていることもあり、そこをはっきりさせたということである。

委員長

他にはいかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第17号から第19号までについては「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第17号、第18号、第19号は「承認」とする。

(4) 議案第20号 「練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

では続いて、議案第20号 「練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」の制定についてである。この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

議案第20号に関してはいかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第20号については「承認」とさせていただきます。

(5) 議案第21号 「練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

議案第21号 「練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」の制定についてである。この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

各館に主任図書館協力員を置くととらえてよいのか。

光が丘図書館長

主任図書館協力員の配置については、現在調整中である。各館という形では、当初のところは予定していない。

委員長

では、この議案について、ご質問、ご意見等があったらお願いします。

天沼委員

この職は、1年単位ということであるか。それとも何年という任期があるのか。

光が丘図書館長

非常勤であるので、1年が基本的な単位である。ただ、継続的な業務もあるため、1年で切れてしまうという趣旨ではない。

教育長

他区でも、非常勤職員をいろいろな職種に設けており、非常勤職員が常勤のような形で働いている実態もあり、処遇改善ということも大きな目的だと思う。練馬区全体で、この主任図書館協力員のような非常勤職員の整備をしたということである。

委員長

ただいま教育長から補足があったが、勤務している方々の処遇も改善していくという大きな目的があるとのことであった。  
「承認」とさせていただいてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、ご同意いただいたので、議案第21号については「承認」とさせていただく。

(6) 議案第22号 平成22年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

委員長

続いて、議案第22号 平成22年度練馬区立少年自然の家の臨時休館についてである。この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問等はあるか。  
この施設は、児童・生徒、区民の方々も利用しているが、現在のところ、特に施設関係で何か異なってきているようなことなどはあるか。

生涯学習課長

施設としては、全体的にかなり手を入れなければならないという状況にはなっている。

全体的な体制状況も含めて、今後の計画について検討しているところである。また、利用者数は、やや下がってきているという状況である。

委員長

他になければよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第22号については「承認」とさせていただきます。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つぎに陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。現在のところ、何か状況の変化はあるか。

生涯学習課長

本日のところ、報告する動きはない。

委員長

したがって、本日は「継続」とさせていただきたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

(2) 陳情第1号 小中学校「卒・入学式にかかわる状況調査報告票」についての陳情書について

委員長

つぎに、本日新たな陳情が提出されたので、最初に読み上げをお願いする。

事務局

(読み上げ)

委員長

ただいま事務局から読み上げをしていただいたが、他に補足説明等はあるか。

教育指導課長

この件に関しては、私が本職に着任した3年前の当時からこの形で行われていた。今回陳情があったため、以前担当していた方に確認をした。

平成11年、平成12年に担当していた方からは、もう既にこの形で実施していたとのことであり、それ以前の方は、はっきりした記憶がないということであった。結論として、平成10年度ぐらいからはこの形で始まっていたという事実の確認ができたところである。

委員長

平成10年度ぐらいには実施されていたということである。

教育長

私は平成11年に教育長に就任したのだが、そのときにはこの様式で実施されていた。陳情で指摘のある様式と様式、卒業式と入学式の欠席者であるが、卒業式については、式に出席せず、また証書を受け取らないで、学校との間でトラブルになることが過去にはあった。子供の将来にとって不利益となりかねないということから、学校にその後の対応もきちんとしてもらうために、欠席者の把握をしていた。実際に、私のほうでこの報告を見ていて、名前と理由を把握していたために、その保護者の方との話がスムーズに行った場合もあった。そのようなことから、私は、子供の状況が最後にどうなったのかを知るとということからも必要だと考えていた。

また入学式は、学級編制の問題がある。入学式に予定されている子供が登校しないと、学級編制や教員の配置の問題で都教委と緊急に対応しなければならない可能性がある。事実、入学式に来られない方がいて困った事例も過去にあったと聞いている。そのようなことから、このような報告が必要だと教育委員会として判断をして、報告を受けていることは確かであるし、またそれも有用であると、教育長としての立場からは思う。教育委員会としては、義務教育として子供たちを預かり、見守っていかなければならない責任がある立場として必要だと思っている。

ただ、今、学校の負担軽減ということが言われている。校長、教員が構成となっている審議会等や学校への調査物が大変多いということなどから、全体で見直しをしているところである。必要性等について検討している中で、その過程の中で見直す可能性はあるが、今のところ、教育長としてはこの報告の必要性は認めているところである。

委員長

ただいま教育指導課長、教育長より説明をいただいた。この陳情第1号については、本日のところは読み上げまでにとどめ、資料の要求等があればお伺いしたうえで、次回以降に継続としたいと思うが、よいか。



委員一同

よい。

委員長

では、陳情第1号に関して提出を求めたい資料等はあるか。

卒業式などに関しては、子供たちにとっては人生の節目であるので、それに参加できないということはよくよくの事情があると推察する。ここ近年の小・中学校の当日の欠席状況等を次回に提出いただけたら参考になると思う。

教育指導課長

次回、ご用意させていただく。

委員長

よろしく願います。

それでは、陳情第1号については「継続」とする。

協議(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件である。(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、本日で5回目の協議となる。

前回の協議では、点検・評価の報告書の構成、まとめの部分について、様々なご意見をいただいた。

本日は、点検・評価の報告書の素案について協議を進めて、まとめてまいりたいと考えているので、よろしく願います。

では、協議に入る前に、事務局から資料の説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

協議の進め方についてお諮りしたいと思う。この素案を初めから順番に、大きな項目ごとに協議を進めていきたいと考える。

まず、大きな項目の 番の1ページから11ページまで、つぎに大きな項目の 番と進めていきたい。大きな項目の 番の中は、協議することがあると考えられるので、算用数字の1番、2番、3番に従って進めていく形でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では最初に、大きな項目の 番「点検および評価制度の概要」の1ページから11ページまでについてご意見をお伺したいと思う。

特にないか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、続いて大きな項目の 番「点検・評価の実施結果」の1番「平成21年度点検・評価について」である。この項目については各委員から様々なご意見をいただいたことに関して、修正点が資料の7 - 2で明らかにされている。

天沼委員

言わせていただいた意見が反映されているため、特に修正するところはないと思う。

内藤委員

前回の協議での意見を随分取り入れていただき、特に修正後の箇所は具体的な改善点という形で記載されているので前よりよくなったと感じた。

委員長

特に何番であるか。

内藤委員

資料7 - 2の右側の修正後のところのほとんどが、具体的に書かれているので、読み手にとってはわかりやすくなったと思った。

委員長

この項目については、何回も議論し、今ご意見をいただいたように、非常によい形に修正されているということである。では、25ページまではよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、続いて26ページから28ページまでであるが、これは有識者からの意見および助言であり、こちらで勝手に変えるということとはできないと考えるので、このままということではよいか。

委員一同

よい。

委員長

続いて、そのつぎの29ページから32ページまでの「3点検・評価の実施結果と今後の動向性」である。これまでいろいろご意見をいただいたが、いかがか。

内藤委員

の有識者からの意見に対する改善点や考え方について、の特記事項に関する改善点、考え方についても、とても丁寧に具体的に改善点や考え方などが述べられていて、わかりやすくなったと思う。

天沼委員

改善点・考え方の欄の内容は、具体的な文言や制度等が含まれていて、具体性のある考え方が示されていると思う。ただ、有識者からの意見では、専門的な用語が使われているところもあり、この辺のところはご本人により詳しいご説明をいただかないと、難しいところがあるとは思う。

委員長

今後の方向性がはっきりと示され、よい方向にまとめていただいたと思う。32ページの最後の3つの箇所が太字となったことにより、今後の努力点もより区民の皆さんに伝わりやすくなったと思う。

天沼委員

29ページ、30ページは、昨年度（平成20年度）の内容で、31ページは有識者からの主要な意見に対する考え方となっている。（1）が昨年度となっているので、（2）が今年度ということがわかる表記をした方がよいと思う。

委員長

確かにそうである。

天沼委員

31ページの「有識者からの主な意見・助言」の下表の2番目で、少し文言を変えた方がよいと思われるところがある。「学校教育に関する様々な施策が着実に推進されており、及び生涯学習に関する施策も良好に推進されていると受け止めることができる」の中で「及び」は必要ないのではないか。

教育長

「また」でつなげるかたちでよいのではないか。

委員長

ほかにはいかがか。

天沼委員

32ページの下のまとめのところは、前回の委員会の青木委員からの指摘によりはつきりわかるようになり、また、上の〔教育施策〕のところは番号を入れることによってわかりやすくなったと思う。

そのほかに、28ページの有識者の柳沢先生の2段落目の「さらに地域に開かれた学校づくりの一貫として、学校応援団推進事業も特徴的な取り組みとして評価されよう」と、学校応援団推進事業を評価されているが、31ページでは、それに該当するところがあるのか。以前教育長からご説明があったように、練馬区独自に進められている事業でもあり、さらに推進していこうという事業でもあるので、どこかに入れた方がよいのではないか。

教育長

今の指摘については、記載するとすれば、31ページの下表の〔教育施策など〕の1番目になると思うが、今の案では負担につながることは事実であるという内容で、評価できるということは記載されていない。評価できるが、現実的には保護者や地域の方々には負担になることは事実であるというような内容になるのではないか。負担については、有識者の長島さんの意見である。長島さんは、PTA会長でもあったため、良い面もあるが、負担もあるということがよくわかっていらっしゃる。

学校応援団は昨日の時点で、全65校のうち54校に設置した。地域の方の状況や学校の状況によって、毎日できるところとできないところはある。

委員長

練馬の場合は、地域の方が協力してくださっているが、それが成り立たない区もあると伺っている。

それでは、先ほど課長からも話があったが、今回は議案として提出させていただきたいと思う。それまでに教育長、事務局、私等で整理して、次回までに検討して提出したいと思うので、よろしく願います。

協議(2) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて、2番目の協議案件である。(2) これからの生涯学習のあり方についてである。

この協議案件については、本日で3回目の協議となる。

前回の協議においては、生涯学習や社会教育の法的な位置づけはどうなっているのか、あるいは他区における先行事例はどのようになっているかなど、各委員からさまざまなご意見や質問をいただいた。

本日は、事務局から資料が出ているので、初めに資料の説明をお願いする。

生涯学習課長

#### 資料に基づき説明

委員長

今説明があったように、現状、課題等いろいろあると思う。ただいまの説明、また、この資料の内容などをもとに、皆さんのご意見、ご質問をいただきたいと思う。

教育長

昨年10月に区長部局から、組織のあり方についての一定の方向が出て、それらについて、現在、区長部局と教育委員会とで事務的にいろいろな作業をしている。今後、まだ時期はわからないが、教育委員会の意見を聴かれることになるため、それまでに、一定の考え方を整理していかなければならないということで、基本的なところを学習するために今協議を行っている。教育委員会にどの事務が残るなどは未定であるため、生涯学習や社会教育をなぜ教育委員会が所管しているかということを理解しておく必要がある。また、資料8-1にもあるように、時代の変化に伴いいろいろ変わってきているところがある。特に8-2にあるように、区長部局では、社会教育や生涯学習などは意識せずに教育委員会の事業と同じような事業をいろいろ実施している。

例えば、人権男女共同参画課は、人権について事業を実施しているが、一方、社会教育においても、人権は非常に大きな分野である。しかし、現在は、連携をとらないでそれぞれで実施しているという状況を理解していただくと考え、資料を出している。

地教行法が改正されて、スポーツと文化については、区長が管理・執行できるということが明記された。それに伴い、区長部局に移った自治体もある。ただ、法改正があったからといって、必ず移管しなければならないというわけではない。スポーツも教育委員会で所管すべきだというのは一つの考え方である。

また、公民館法に基づく公民館があるのは23区では練馬区だけである。最近廃止したのが杉並区で、10年近く前のことである。地方では、公民館は社会教育の拠点としてある自治体もあるが、他区では、生涯学習施設という位置付けであるため、教育委員会で所管していても公民館という施設の名称はない。公民館に設置している公民館運営審議会は、その設置について、以前は法律において必置規定であったが、法改正によりできる規定に変わった。

例えば、公民館や青少年館で行っている事業と、区長部局で行っている事業のどこが違うかということについては、なかなか説明ができない。垣根がなくなっているので、それらを一本化し、わかりやすくしていくということが理由の一つではないかと考える。

内藤委員

以前提出された「組織の見直しについて」という資料において、文化行政、生涯学習施策およびスポーツ振興を区長部局で所管すると提案されているものを、それぞれのかかわり合いがある部署で検討し、先ほど教育長がおっしゃったような形で、今後提案

されてくるということは認識できた。2月12日に提出された資料では、生涯学習に関する事業は、教育委員会と区長部局にまたがっている事業がたくさんあり、整理をしなければならないと思ったところであるが、子供関係の事業については教育委員会に残すかどうかという検討をしているのかを聞きたい。

教育長

まだそのようなところまでは至ってない。スポーツにおいても子供関係の事業はたくさんあるが、法律では子供関係も含めスポーツに関するということで区長部局に委任できると規定されている。今、内藤委員がおっしゃったように、果たして生涯学習部の子供関係のものも全部行ってしまうことになるのであろうか。一方で、子供関係については教育委員会という考え方も、区では検討しているのである。

内藤委員

なぜお聞きしたかということ、基本構想の中の4つの分野の中に、子ども分野があったからである。生まれたときから20歳までなのか、それとも義務教育が終了するまでなのかという子ども分野の対象をどこまでにするかということは別にあるとしても、そこにかかわる分野について、1か所で、総合的に見ていったほうがよいのではないかと今の段階では考えるが、今の話から、そのような検討の仕方をしていてではなく、それぞれ別に検討されているということであろうか。

教育長

どのように検討を行っているということは知らされていない。まだ詰まっていない状態だと思うが、今おっしゃったようなことは、検討内容が出てきたときには、教育委員会の意見として言えると思う。子供にかかわることを1つにしようとしているが、区ではいろいろな分野の業務が子供に関係があるので、想像がつかない。したがって、どこかで線を引かないといけないことであろう。

以前申したが、例えば母子保健などはどうするのか。母子保健は妊娠してから子供が生まれた後までにかかわるのであるが、それを子ども分野にするのがよいのかということはある。効率的に業務ができるかどうかであるが、なかなか難しい。

内藤委員

教育委員会が離れてしまうとやりにくくなる部分がたくさん出てくると思う。家庭の協力や地域の協力・連携ということは、教育基本法でも改正されたり、追加されたりしていることもあり、それらにかかわる事業は、やはり学校関係を扱っている教育委員会の中で広げていく方がやりやすいのではないかと思う。子供を全部ひっくるめてということもまた難しいとは思いますが、なるべく、そのサービスを受ける対象と、場所ではなくニーズによって分けていくということも基本になるのではないかと思っている。

教育長

青少年委員は、他の区では教育委員会が所管している場合が多い。しかし、練馬区の

場合には、平成4年に青少年委員は区長部局の青少年課に移管した。そのときに、青少年委員は、教育委員会から全く離れてしまったため、学校とのつながりはあるが、最初のころは混乱があった。学校にかかわりあるものは、今の考え方の中では1つの部署でという流れはある。

いずれにしても、地方自治法の規定に基づき、基本的には区長部局に委任または補助執行でできる。しかし、例えば、教科書の採択などの教育委員会の専管事項は、委任等ではない。

そうなってくると、教育委員会の存在意義など根本的な部分にかかわってくる可能性はある。教育委員会不要論などもあるようだが、教育委員会は、法律上定めのある組織であり、役目をきちんと果たしていると思う。

また、新政権でも教育委員会を見直すという意見があり、世の中の変化との関係もあると思う。

## 天沼委員

自分で調べたところでは、この資料に記載されている法律の条文以外にも、社会教育法の家庭に関する事項や、市町村の教育委員会の事務について規定する第5条第6号、第11号、第12号、第14号は、現在生涯学習事業として行われている大切なことである。

もう1点、この資料の中には図書館法の記載がない。第13条では教育委員会が必要と認める職員を置けると規定されたり、第15条では図書館協議会の委員は、教育委員会が任命すると規定されるなど図書館法上、職務権限としてはほとんど教育委員会で行われることとなっている。ただし、地方自治法の補助執行をさせることができるという規定により区長部局に移管はできることになっているのである。

教育委員会の職務は様々な法律がベースになっているが、もとは教育委員会で行うべき職務でも、法律改正により区長の権限とすることができるようになったという流れである。したがって、簡単に仕分けをするのではなく、本来は教育委員会が実施すべきものであるという立場から、どの業務を任せるのが適当かという観点から検討するべきではないかと考える。

## 教育長

今回の組織の見直しも、効率的かつ効果的な事業実施を目指しているため、そうならないものはかえって複雑になるだけで、区で現在考えていることにそぐわない。

5ページの地教行法の第24条の2であるが、国の委員会の審議の中では、文化に関するところの中には生涯学習は入らないということであった。文化とは何かとなると、100人いけば100人の意見、見方があることだと思うので、わかりづらいところはある。

いずれにしても、まず基本をしっかりつかんだ上で、教育委員会は何をやらなければいけないのか、あるいは教育委員会でなければならぬものは何かなど様々な観点から考えていかなければならない。効率的かつ効果的で区民にとってもわかりやすい形で整理をこれからしていかなければならない。

委員長

様々なご意見をいただいたが、本日のところは日程の関係もあるので、ここまでとして、次回以降に継続とさせていただきたいと思う。  
それでは、この協議案件については「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、小中一貫教育校の実施計画の中間報告、谷原小学校の実施設計概要、平成22年度の小学校移動教室の実施、(仮称)学校教育支援センターの整備についての報告をさせていただきます。

委員長

それでは、報告の 番をお願いします。前回、資料説明の途中で終えたので、その続きからをお願いします。

教育指導課長

#### 資料に基づき報告

委員長

では、皆様のご意見を伺いたいと思う。  
児童・生徒の発達段階を見据え、今までの課題等で解決しなければならないことや、より効果的にするにはどうすればよいかということを検討した上での計画である。

天沼委員

委員長から発達を見据えてということであった。小学校は小学校のことだけを考える、中学校は中学校のことだけを考えるということになると、小中間の連携や重複などいろいろな問題が生じてくるというのがこれまでの課題であった。それを一貫して考えていくことにより、その隙間や重複などがなくなってくる。つまり、発達を見据えると、小・中だけではなくて、幼稚園から大学まで一人の子供が成長する過程を全体的に見通した中で、今、小学校は何をしたらよいのか、中学校はどうしたらよいのかという観点で見えていくということが本当の意味での連携になってくると考える。以前、21世紀の練馬の教育を考える懇談会での議論の中では、練馬区は小・中で考えていくということとなったが、全体を見通した中で、中学生はどうしたらよいのかという考え方により子供たちの発達に即した教育方法をとっていくべきだという意見もあった。

これからが先導的に行われていくが、その懇談会では、実施してみて本当によいものであるならば、全体的に広げていくという方向も考えられるという意見があった。目標を高く持って、今できる状況を考えていくという発言もあったので、ぜひそういう方向



で進めていただければと思う。

#### 教育長

小中一貫については、品川区でスタートを切り、横浜市、三鷹市や八王子市が市内全小中学校で実施しているという状況である。品川での例などから、小中一貫教育が今必要だということは、世間的には認知されつつある。足立区でも2校目が今年度から開始する。港区でも開始するなど、23区の中でも増えてきている。ただ、一般の保護者から見るとなかなか見えないところがある。成果がまだないため、成果を出すと同時に、カリキュラムなどをわかりやすく、どのような効果があるかなどを説明できないと、なかなか保護者に広がっていかないであろう。したがって、小中一貫によってこうなるのだということをわかりやすく伝えることが必要である。次に続く学校のことを考えると、桜小・中は区内の第1号として重要である。できれば保護者や地域の方からぜひやってみたいという声が出てくるのが一番よいと思う。

#### 天沼委員

小学生だけでまとめなければならないような授業があれば、それはそれでやっていただく。もし小・中でつなげてやったほうがいいものがあるれば、またそれができるのだということである。桜小・中であると校庭で100メートル走ができる。いろいろな方面で活躍している方をお招きして、実際に100メートル走っていただくということが、子供たちの目の前で可能になり、目の前で体験できる。心配するようなこともあるかもしれないが、よい面もあり、やりようによってはいろいろなことが可能である。

#### 教育長

一方で、幼児期と小学校との連携のあり方も教育委員会で議論したので、その連携もうまくできるようにしていかなければならない。

#### 委員長

大人と同じように、子供も先が見えないと不安が増幅していくが、先が見え、予想ができることによって、頑張れるということもあると思うので、先が全く見えないと見えるとでは随分違ってくるのではないかと思う。

#### 天沼委員

アンケートの内容についてである。部活動を一緒にするのが不安だという結果があった。確かに中3と小1と一緒に部活をするということになると、体格の違いや技術の違いなどによりできないこともあるかと思うが、小5、6と中3が競技などをすることは、小学校の子供たちにとっては、大きな壁にぶつかり、そしてそれを乗り越えようとするなど、日ごろの経験を生かす場にできると思う。そういう意味では、このアンケートに出てきている部活動に対する不安は、経験がないところから来ていると思う。

付け加えると、中学生と高校生と、あるいは高校生と大学生となどの連携ができれば、もう少し高いところを目指して切磋琢磨していき、チャレンジ精神のようなものも少し

培われるかと思う。

教育の中ではすべてがそういうものではないが、クラブ活動はそういうところがあるので、一貫連携教育では、チャレンジをしてみようという気持ちを持たせるような指導も必要ではないかと思う。

#### 委員長

今の話に関連して、昭和の時代は地域で年の離れたお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒にいて、そういう中で見ていたという時代であったが、今はそのように目標とする、あこがれや恐れをなすなどの関係が非常に築きにくくなっているため、学校教育の中でそのようなことも担っていかなければならない時代になると思う。

#### 内藤委員

小学校の教員の場合には、学級担任制であるため、授業の組立てや指導方法などを1年間単位で見るところがあるが、このように9年間の子供の成長・発達を見守るという観点で、基本的なものを押さえるということは、どこの学校の教員にとっても大事なことだと思う。毎日の忙しさでなかなか見られないところが見られて大変参考になると思った。中学校の教員においても、教科担任制であるため、教育全体を見渡し、子供の発達を4つの側面から基本的にあらわしていることは、大変参考になると思った。

平成22年度においては、指導資料を作成する作業があると思う。実際には、このような大きな柱をもって、具体的にどのような授業を行っていくかということは、各学校、特に桜小と桜中の先生方がどのように取り組んでいくかということにかかわってくるであろう。新しい試みなので、多くの人が期待をもって注目をしているところであると思う。

各部会に桜中や桜小の先生方が一人か二人ずつ入っていらっしゃるの、今までの経過を伝えていくという役割をなさっていると思う。ただ、人事異動もあるため、平成23年度に開校されたときに、どのようなスタッフになるかはわからないが、今の人材がすべて入れ替わるということはないと思う。平成22年度の取組みの中で、現在の桜中や桜小の教員の4割近くが、9月の段階では、必ずしもよいということではなく、やや不安に思っている部分もあるということである。それは、何事も新しいことに対して不安を持つのは当然で、やっていくうちに変わっていくとは思いますが、学校長を中心に、開校に向けて現在の教職員に対して、今どのような働きかけをしているということが大事だと思うので、そのことを教えてほしい。

#### 教育指導課長

ご指摘の点であるが、平成21年度4月の園部教育長の訓示講話に始まり、20回ほど小・中を交えた連絡会を実施した。それとは別に小・中合同の教務、生活、学習、庶務分科会の4つの部会を立ち上げた。校長、副校長の指導のもとに小・中の教員がグループを組んで、具体的に話し合っているところである。具体的な作業を通じて教職員の意識を高めていくということである。

委員長

では続いて、報告の 番をお願いします。

施設課長

資料に基づき報告

委員長

何かあるか。  
でき上がるのが楽しみである。  
それでは、報告の 番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき報告

委員長

この件についてはいかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では続いて、報告の 番をお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき報告

委員長

修正箇所 3 点の説明をいただいた。

教育長

前回ご指摘いただいた内容である。

委員長

いかがか。

内藤委員

8 ページのところである。前回の発言を受けご検討いただきありがたいと思う。網かけのところであるが、「就学・転学相談との連携」とあるが、その「転学」の後ろに「・通級」という言葉を入れたほうがよいと思う。というのは、就学相談係で行っている全相談件数の 3 分の 1 近くが通級にかかわる相談なのである。以前は就学・転学でとおっ

ていたのだが、「通級」という言葉を入れたほうが現状に即していると思う。

網かけの1行目のところであるが、「障害のある児童・生徒」と、「障害のある」だけに限定されているが、現実には障害がない子供も相談に来られるので、そののところに「等」という言葉を入れ、「等」が多く少し気にはなるが、「障害等のある」としたほうがよいと思う。

網かけの5行目のところに、「しかしながら、不登校児童・生徒のなかには通常の学級に適応できていないこと」とあるが、その「不登校」の後に、「・特別な教育的支援を要する」という言葉を入れたほうがよいのではないかと思う。というのは、通級というのは、不登校になっている子供も中にはいるが、不登校を予防するような働きを担っていると思うからである。7ページの学校巡回相談員が設置された目的である、各学級に3%ぐらいいるであろう特別な支援を要する子供へ直接支援をできるのは通級学級しかない。したがって、そののところは不登校だけではなく、「特別な教育的な支援を要する」という言葉を入れていただきたいと思う。

下から3行目のところに、「巡回相談員を中心に適正就学の観点から」とあるが、「適正就学」だけに限定にしているため、ここにも「等」という言葉を入れると、就学ではなくて通級も含まれるようになるので、そのようにしたほうがよいと思う。あと、「転学」の後ろに「通級」という言葉を入れたほうがよい箇所が2カ所ある。入れていただいたほうが現状に即しているのではないかと思うので、ご検討いただければと思う。

教育長

就学と通級は別の意味ということである。

総合教育センター所長

ご指摘の点を踏まえて文言等整理をしてみたいと思う。

委員長

内藤委員がお話された8ページの網かけの部分について、「障害のある児童」を「障害等」とするだけでよいのであろうか。自分の子に少し気になるところがあるから相談したいと思っている保護者の方が、どこに行けばよいのかわかるようにしなければならぬので、他の文言があったほうがよいのではないか。例えば「障害・不安等」とするなど、「等」だけであると適当ではない気がするので、ご検討いただきたいと思う。

内藤委員

補足させていただくと、平成19年度から特別支援教育が実施されたことによって、就学相談を受けるハードルが非常に低くなった。以前は、保護者の方は就学相談にかかったら、絶対どこかに行かされるというような警戒心を抱くような傾向もあったが、今では、保護者も保育園や幼稚園の方々も、その辺のところの意識を高く持っており、心配であれば相談するという事は確かにあるので、何かよい言葉を加えていただければと考える。

委員長

何点か意見があったが、よろしく願います。

内藤委員

もう1点ある。ここで就学心理相談員等を一元化の対象に含められないのは、今の段階ではそうかと思うが、学校支援センターの中に、余裕があるのであれば、就学相談の会場をつくっていただくと、物理的に近くなるので、巡回相談員や教育相談員の方々と連携もより図れるのではないか。他の施設との絡みがあると思うので、もし余裕があればそのような方向での検討をしていただければと思う。

教育長

15ページに、現在の光が丘教育相談室の施設活用とあるが、その中でそのようなこともできるのではないかと話をしているところである。

内藤委員

できれば支援センターのほうにあるとよりよいと思う。

委員長

より建設的なご意見であった。区民の方たちが子供を育てる上でよりよい教育支援センターになるように、新しい視点での検討をよろしく願いたいと思う。  
では、報告の番は終わる。ほかにはあるか。

事務局

ほかにはない。

委員長

それでは、以上で、第5回教育委員会定例会を終了する。